

平成30年度北海道初山別村健全化判断比率及び資金不足比率について

1 健全化判断比率及び資金不足比率の概要について

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方自治体が財政の健全化を判断するための4つの指標（健全化判断比率）と、公営企業ごとに経営状況を明らかにする指標（資金不足比率）の公表が平成19年度決算から義務付けられました。また平成20年度決算からは、この各指標のいずれかひとつでも基準以上になった場合は、財政の早期（経営）健全化や財政の再生を図るための計画策定が必要となります。

2 本村の健全化判断比率

本村の平成30年度の健全化判断比率は、平成19年度から引き続き、いずれも早期健全化基準を下回っています。そのうち、実質公債費比率は平成19年度に18.0%を超え、起債許可団体となっていました。平成20年度以降は基準を下回っております。

平成30年度については普通交付税の減額、一般会計における起債の元利償還金の額の増額により前年度より0.5ポイント増となっています。

今後も一層の財政の健全化に努めます。

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
初山別村	—	—	6.3	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

* 実質赤字額又は連結実質赤字額又は将来負担額がない場合は「—」で記載されます。

* 基準は市町村の財政規模によって異なります。

3 本村の資金不足比率

平成30年度の資金不足比率は簡水会計、農集会計とも経営健全化基準を下回りましたが、簡水会計については、これまで整備された施設の公債償還などが平成29年度にピークを迎えその後減少する見込みであり、引き続き更なる健全化に向けた経営改善に取り組めます。

(単位：%、千円)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
簡易水道事業特別会計	—	38,475（事業の規模）
農業集落排水事業特別会計	—	15,034（事業の規模）
経営健全化基準	20.0	

* 資金不足額がない場合は「—」で記載されます。

【参考資料】

○ 健全化判断比率及び資金不足比率の算定方法概略について

(1) 健全化判断比率

①実質赤字比率

一般会計（普通会計を構成する会計）の実質赤字額の比率を示します。

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

②連結実質赤字比率

全会計の実質赤字額（又は資金不足額）の比率を示します。

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

③実質公債費比率（3か年平均）

一般会計等が負担した公債費・準公債費の比率を示します。

$$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率を示します。

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(2) 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率を示します。

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$